

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2015年6月16日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

人間らしい生活できる賃金を！最低賃金キャラバン交流集会



10日、全労連東北・北海道ブロック「最賃キャラバン2015」交流集会が「最賃アップで地域を元気に」貧困なくし、地域経済活性化へをテーマに行われました。

シンポジウムでは、川村雅則・北海学園大学教授が

コーディネーターとして「どうすれば最低賃金を引き上げることができるか」を問題提起。秋田県労働組合の代表や肘井博行弁護士（SOSネットワーク北海道代表）、建設会社の社長が報告、フロアからの発言もあり、中小事業主をはじめ共同して最低賃金を大幅に引き上げる取り組みの必要性を確認しあいました。

従業員の生活を守るために、給与を削る事業主

会社社長は、「うちは孫請けですが、10人足らずの従業員の生活を守らなければならない。しかし、公共事業を受注するためには厚生年金に入らなければならないその負担は重い。自分は年金と同額の給料に抑えている」など、深刻な経営実態を告発しました。

時給900円でも当たり前前の生活できない

フロアから青年労働者の代表が報告。「自分は時給900円ですが、当たり前前の生活ができません。冬は光熱費などで大変なので、その分夏の生活もがまんしています。北海道の最賃は時給748円ですが、1000円でも足りず大幅な引き上げが必要です。自分は特定疾患で治療していますが、安倍政権は今年から月の医療費限度額を倍に値上げし年間7,8万円かかるようになりました。1カ月の給料の7,8割が医療費です」と社会保障の充実の必要性も強調しました。

「健康で文化的な生活」とは

肘井氏は、生活保護の引き下げ中止を求める「新・人間裁判」の弁護団の弁護士です。憲法25条で保障する「健康で文化的な生活」について紹介し、裁判への支援を訴えました。

「健康な生活」

住宅を確保し、生命維持に必要なライフライン（水道、電気、ガス）が整い、健康状態を良好に保つことが可能であり、生命の治療をすることができ、衛生状態を良好に保つことが可能であり、生命を維持するに足りる栄養素を確保できること

「文化的な生活」

社会の情報を取り入れ、自尊心を保ちつつ他者と交流すること、子どもに教育を受けさせることなどが可能となる程度の金銭的な余裕が必要

6.23 STOP！労働法制改悪団結デモに参加しましょう

今国会で安倍政権は、労働法制を改悪しようとしています。廃案めざして、日本労働弁護団北海道ブロック・札幌地区連合・札幌地区労連が集まりデモ行進を行います。誘い合って参加しましょう。

日時 6月23日（火） 集合：18時30分 大通西8丁目



笑顔でくらしたい 6月号 好評発売中

- ◆ 年金引き下げは憲法違反 弁護団に聞く
- ◆ 生活保護トリプルダウン 当事者が実態告発
- ◆ 高齢者の栄養状態・食事の状況
- ◆ 労働相談最前線 労働者の実態とたたかい
- ◆ 子ども子育て新制度がはじまって
- ◆ 介護報酬引き下げ 影響甚大
- ◆ 後期高齢者医療保険料 大幅値上げ？

定期購読 1冊600円 お申し込みは 北海道社保協まで